

請求書等の保存方法が変わります

電子帳簿保存法改正!

電子帳簿保存法が改正されました!

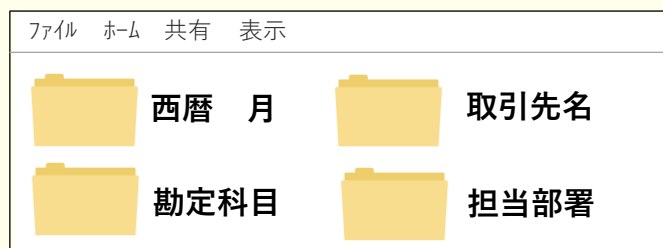
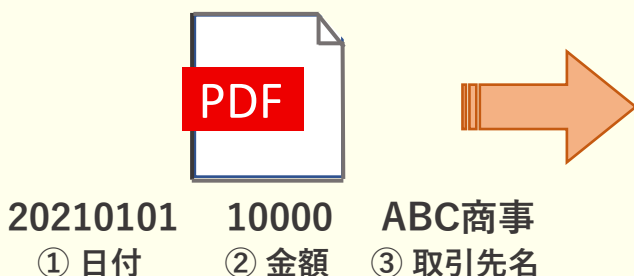
令和4年1月1日より、電子取引(※)に係るデータの保存方法が変更されます。電子取引に係る取引情報について、**電子データでの保存が義務付け**られ、書面等に印刷しての保存が認められなくなります。対応を進めない場合、**青色申告の承認が取り消される**こともあります。対応の方法についてご案内します。

※メールやインターネットで取引情報の授受をするもの全般。インターネットバンキングも含まれる。

POINT 1

・検索ができること

① 取引年月日、② 金額、③ 取引先名が検索できるタイトルを付し、分かりやすいフォルダに分類して保存してください。



POINT 2

・改ざん防止措置を整えること

データ改ざん防止処置として事務処理規程の備え付け等が必要です。サンプルデータが御提供できますので、弊社までお問合せください。

事務処理規程

SAMPLE
〇〇〇〇〇

お気軽にご相談ください

税理士法人アミック&パートナーズ さつき事務所

〒321-0151 栃木県宇都宮市西川田町928番地1

TEL 028-908-4411

HP <https://www.amic-amg.co.jp/>

アミックビジネスコンサルティンググループ

